

2022（令和4）年12月22日

上尾市教育委員会 様

審査請求人 住所・氏名 ㊟

## 審査請求書

次のとおり審査請求をします。

### 1 審査請求にかかる処分

上尾市教育委員会による、審査請求人に対する令和4年12月15日付け「行政文書一部公開決定」処分（上教指第1866-2号，受付番号4-0419）

### 2 審査請求に係る処分を知った年月日

2022（令和4）年12月20日（手交による）

### 3 審査請求の趣旨及び理由

#### 【趣旨】

請求人に対して、別添（1）「令和4年12月15日付け上教指第1866-2号」文書が手交されました。

しかしながら、請求人が開示請求した文書は、上尾市教育委員会が示した「公開できない部分及び理由」に全てが該当するものではないため、第2回上尾市いじめ問題調査委員会および第3回上尾市いじめ問題調査委員会／会議録各1頁目の開示を求めるものです。

#### 【理由】

請求人は令和4年11月30日付けで、以下の行政文書公開請求をおこないました。

（強調のための下線は請求人によります）

上尾市①「いじめ問題対策連絡協議会」②「いじめ問題調査委員会」③「いじめ問題再調査委員会」について、以下の情報の開示を求めます。

なお、会議録に関しては、「個人が特定される記述」については黒塗りで可ですが、各協議会・委員会における「次第」や出席委員等が判別できる記述については公開されて然るべきだと考えますので、開示を求めます。また、すでに web で公開されている場合はその旨ご教示ください。

この請求に対し、「令和4年12月15日付け上教指第1866-2号」文書の「公開できない部分及び理由」には、次のように記されています。

「令和4年度第2・3回上尾市いじめ問題調査委員会 会議録」については、開示請求者以外のものに関する情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるため、上尾市個人情報保護条例第15条第2項の規定により非公開とする。

以上のとおり、請求人は行政文書公開請求書に「会議録に関しては、「個人が特定される記述」については黒塗りで可ですが、各協議会・委員会における「次第」や出席委員等が判別できる記述については公開されて然るべきだと考えますので、開示を求めます。」と明確に述べています。この場合の「個人が特定される記述」の「個人」とは、いじめに関わった当事者を指すことは自明です。

したがって、すでに実施機関から開示されている別添（２）の「第１回上尾市いじめ問題調査委員会／会議録」の１頁目と同様、第２回上尾市いじめ問題調査委員会および第３回上尾市いじめ問題調査委員会／会議録各１頁目の開示を求めるものです。

なお、第２・３回上尾市いじめ問題調査委員会の１頁目に上述の「個人が特定される記述」が含まれている場合には、その部分について黒塗りの上開示されるのはやぶさかではありません。

#### ４ 処分庁の教示の有無及びその内容

上述の「上教指第１８６６号」文書にて「この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、上尾市教育委員会に対して審査請求をすることができます」との教示がありました。